

# 高松市移動支援事業 ガイドライン



令和8年4月版

健康福祉局 高松市 障がい福祉課

## 1 事業の目的

単独では外出困難な屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、余暇活動等の社会参加及び社会生活を営むうえで必要な外出をする場合に適切な支援を行い、障がい者の地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的とします。

## 2 実施方法

高松市における移動支援事業は、以下の利用形態により実施します。

### (1) 個別支援型

利用者1名に対して、1人の介助員が外出の際の移動を支援するものです。

### (2) グループ支援型

複数の利用者（グループ）に対して、その人数を下回る介助員が外出の際の移動を支援します。ただし、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- ①利用者の人数を介助員の人数で除して得た数が3未満であること（介助員：利用者＝1：3まで）。
- ②1つのグループに対して、介助員2人以上が従事すること。
- ③グループ支援を実施する介助員に利用者全員に対する個別支援の経験があること。
- ④事前にグループ支援計画書を作成し、当該移動支援を受ける予定の利用者全員の同意を得ること。

## 3 対象者

### 対象要件（実施要綱により抜粋）

- 1 本市に住所を有する者又は市外のグループホーム等の利用者で本市が援護の実施者となっている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、外出（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出であって原則として1日の範囲内で用務を終えるものをいう。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係るもの、通院を目的としたもの、通年かつ長期にわたるもの（第5号を除く。）及び社会通念上適当でないものを除く。）時に移動の支援が必要と市長が認めるもの
  - (1) 身体障害者手帳を所持している者のうち、重度の視覚障害者又は児童
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第3項に規定する重度訪問介護若しくは同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の利用要件に該当しない障害者（身体障害者手帳の肢体不自由1級の者及びこれらの者と同等の事業実施が必要であると市長が認める者）又は児童
  - (3) 療育手帳を所持している者

- (4) 精神障害者保健福祉手帳若しくは精神通院医療に係る自立支援医療受給者証を所持している者、国際疾病分類 I C D - 1 0 コードで精神障害であると主治医から診断された者又は精神障害を支給事由とする年金若しくは特別障害給付金を現に受けている者
- (5) 前各号に規定する者又は法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護若しくは同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援の利用要件に該当する者のうち、通学が困難な小学生、中学生及び高校生
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなないものとする。
- (1) 社会福祉施設等（グループホーム等住居としての性格を有する施設を除く。）に入所している者
- (2) 病院又は診療所に入院している者
- (3) 前項第 5 号において保護者等が付き添うことができる者
- (4) その他市長が事業の対象者とすることを不相当と認める者

#### 4 外出の範囲

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が対象となります。ただし、経済活動に係る外出や、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象となりません。また、原則として 1 日の範囲で用務を終えるものに限りです。

##### (1) 対象となる外出の範囲（例）

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ・官公庁及び金融機関等での手続き | ・買い物                 |
| ・冠婚葬祭への出席        | ・文化施設、体育施設、観光施設の利用   |
| ・理容、美容           | ・その他余暇活動（例：映画、カラオケ等） |

\* 施設や会場において、会場内でヘルパーによる支援が行われない場合は、現地まで支援した時間が移動支援の対象となります。

##### (2) 対象とならない外出の範囲（例）

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 | ・ギャンブル、公序良俗に反する外出    |
| ・政治活動や宗教活動に係る外出     | ・通学、通所など通年かつ長期にわたる外出 |

通学の手段については、保護者等による送迎、公共交通機関、スクールバスの利用を原則としておりますが、高松市では、保護者等の主たる移動支援者が病気、けが、入院、就労等により、通学に他の手段が得られない状況かつ、単独で通学できない場合は、移動支援事業の対象とすることができます。

## 5 グループ支援型について

令和8年4月より、従来の「個別支援型」に加え、一定の要件のもとで安全の確保を図りながら、ヘルパーが複数の利用者を支援する「グループ支援型」を実施します。

### (1) 実施要件

安全性の確保が重要となるため、実施の際には以下の①～④の要件を全て満たす必要があります。

①利用者の人数を介助員の数で除して得た数が3未満であること。

②一つのグループに対して、介助員2人以上が従事すること。

【例】○ ヘルパー2人 ⇔ 利用者3～5人

× ヘルパー1人 ⇔ 利用者2人

③グループ支援を実施する介助員に、利用者全員に対する個別支援の経験があること。

④事前にグループ支援計画書を作成し、当該移動支援を受ける予定の利用者全員の同意を得ること。

### (2) 対象者

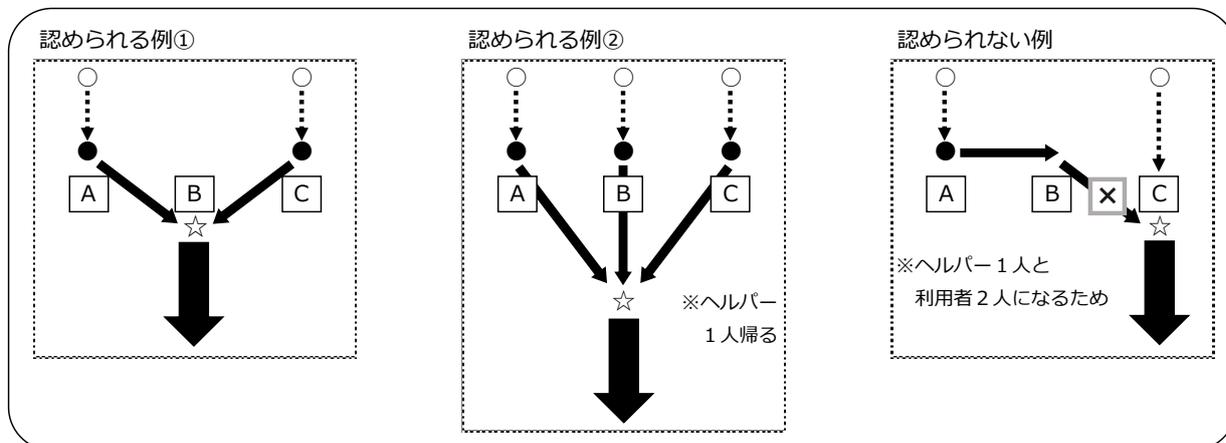
身体介護の有無による制限は設けませんが、未就学児は不可とします。小学生以上の利用者についても、利用者の障害特性や心身の状況等から、安全な支援が可能と判断した場合のみ実施してください。

### (3) 利用形態

グループ全員が集合した時点から支援開始となります。集合場所を定め、そこから支援を開始するケースが想定されるため、グループ支援型についても、現地集合・現地解散を可能とします。また、その際に、集合場所までは個別支援型を利用することが可能です。

#### ●グループ支援型の一例（利用者が別々の場所にいる場合）

○ヘルパー □利用者 → 個別支援型 ➡ グループ支援型 ●個別型の始点 ☆グループ支援型の始点



#### (4) その他留意事項

事業者においては、グループ支援型を実施する際に、以下の①～④に留意してください。

① 各利用者からの意向に基づく派遣であること。

事業所の都合によるグループ支援型の実施は認められません。必ず利用者から同意を得た上で実施してください。

② 日時や移動手段、交通費等の費用、帰宅予定時間等について、各利用者と十分に調整すること。

訪問の日時や場所、移動手段、交通費等の実費等について、それぞれの利用者に確認して調整を行ってください。また、ヘルパー分の交通費も利用者の負担となりますので、各利用者間の負担割合等も調整してください。

③ グループ支援計画書を作成して、安全かつ適切な外出支援となるよう入念に準備すること。

行程等を盛り込んだグループ支援計画書を作成して、安全かつ適切なグループ型派遣となるよう、入念な準備を行ってください。なお、グループ支援計画書の作成状況については、必要に応じて確認させていただきます。

④ 事故時における連絡体制やヘルパーの応援派遣等、緊急時に対応できる体制を備えること。

## 6 利用者の負担

次の上限月額までのサービス費用の1割となります。

《利用者負担の上限月額》

世帯	区分	課税状況(世帯の所得割)		上限月額
生活保護世帯	生活保護			0円
市町村民税非課税世帯	低所得者			0円
市町村民税課税世帯	一般1	障害者	16万円未満	9,300円
		障害児	28万円未満	4,600円
	一般2	障害者	16万円以上	37,200円
		障害児	28万円以上	

## 7 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たっては、障害種別ごとに従事者が必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりとなります。

なお、表中に記載のない研修等については、高松市障がい福祉課へ御相談ください。

	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害
介護福祉士		○	○	○
介護福祉士実務者研修・介護職員基礎研修・ ホ-ムヘルパ-1 級		○	○	○
ホ-ムヘルパ-2 級・介護職員初任者研修・居宅 介護職員初任者研修		○	○	○
ガイドヘルパ-（視覚）・同行援護従業者	○			
ガイドヘルパ-（全身性）		○		
ガイドヘルパ-（知的）			○	
ガイドヘルパ-（精神）				○
重度訪問介護従業者		○		
行動援護従業者			○	○

## 8 利用者支援事業の利用に関するQ&A

この内容は、このガイドライン作成時に想定される疑問について、一般的な解釈・原則を示したものです。

### **(Q1)ヘルパーが自ら運転する車の利用について**

ヘルパーが運転する車を使って、移動支援を利用（実施）することはできますか。

(A1)ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあつては、運転中は介護が行われている状態とはみなせないため、運転している時間は利用時間から控除して算定することとなります。

【例 10:00 から 13:00 までの支援の場合】

- ・ 10:00～10:15 外出のための準備及び車両への乗降移乗
- ・ 10:15～10:30 ヘルパー運転による移動（\*算定対象外）
- ・ 10:30～12:30 乗降及び目的地での介助
- ・ 12:30～12:45 ヘルパー運転による移動（\*算定対象外）
- ・ 12:45～13:00 乗降介助及び帰宅後の片付け

\* 上記の例において、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、その内30分は運転中であり、介護を行っている状態とはみなせないため、算定時間対象外となります。従って、算定時間は2時間30分となります。

### **(Q2)目的地のみでサービス利用をすることについて**

(A2)目的地（ショッピングモール・映画館等）までの送迎は家族で対応できるのですが、目的地内で付き添うことができません。目的地内でのみのサービス(会場内の付添い、館内での食事、排泄等介助)を利用することができますか。

- ・ 移動支援事業は、外出や社会参加のための必要な介助を行うことを目的にした事業です。また、目的地での移動支援は可能ですが、現地での活動において本人への介助が無く単に「見守る」行為のみである場合は、移動支援の利用はできません。

### **(Q3)病院などへ通院するときの利用について**

移動支援を利用して通院はできますか。

(A3)定期的な通院は、居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者である場合は、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。それ以外の傷病の場合で、緊急に受診が必要なときは移動支援が利用できます。

#### **(Q4)学校へ通学するときの利用について**

移動支援を利用して通学の送迎はできますか。

(A4)通学は、通年かつ長期にわたる外出になるため、移動支援は利用できません。

ただし、通常本人の送迎を行っている介護者が、病気や怪我等により送迎が困難なときは、利用が認められる場合があります。

#### **(Q5)会社へ通勤、施設へ通所するときの利用について**

移動支援を利用して通勤の送迎はできますか。

(A5)会社への通勤や施設への通所については、通年かつ長期にわたる外出になるため、移動支援は利用できません。ただし、一定期間集中して訓練を行うことで、ひとりで通勤できる見込みがある場合などは、3か月を限度に移動支援の利用が認められる場合があります。

#### **(Q6)外出準備を行って、外出できなかった場合について**

外出のための準備をしたところ、突然に利用者の具合が悪くなり外出できなくなった場合、移動支援の算定が可能ですか。

(A6)外出のための支援として持ち物の準備や確認、排泄の声掛け等を行った場合、その時間は算定の対象となります。しかし、計画されていたとしても実際に外出できなかった場合、その後は支援が行われていないため移動支援の算定はできません。中止によるキャンセル料等については、契約書等で予め規定し、契約に際して説明を行い、利用者の同意を得おくことが必要です。

#### **(Q7)グループ支援型への対応について**

事業所は必ずグループ支援型に対応しなければならないのですか。

(A7)グループ支援型への対応の可否は、事業者による安全性の判断に基づくものです。安全性の確保が難しい場合や、ヘルパーの人数が不足する場合など、グループ支援型への対応が難しい状況も考えられます。そのような場合は、当事者へ事情等をご説明ください。

#### **(Q8)グループへのヘルパー派遣について**

1つのグループに複数の事業者からヘルパーを派遣することは可能ですか。

(A8)認められません。ヘルパー間の連携や責任の所在の明確化等から、報酬の対象となる一つのグループに対しては、同じ事業者からヘルパーを派遣してください。

### (Q9)個別支援型とグループ支援型を一体的に利用する場合について

別々の場所にいる利用者を迎えに行く等するため、個別支援型とグループ支援型とを一体的に実施する場合、利用時間（請求単位）はどのようになるのか？

(A9)個別支援型とグループ支援型を連続して利用する場合、グループ支援型に付随する個別支援型は合算して算定します。

【例 集合場所まで個別支援型を利用して向かう場合】

個別 0.5H	グループ 3.0H	個別 0.5H	
自宅	現地集合	現地解散	自宅

上記の場合、グループ支援型：3.0H×1回、個別支援型：1.0H×1回となります。

また、各サービス時間において端数が出た場合、全体の合計時間を算出した上で、下記のとおり取扱います。

- ・30分単位ごとの端数の時間が多い方を切り上げ、少ない方を切り下げる。
- ・30分単位ごとの端数の時間が同じ場合は、グループ支援型の利用時間を切り上げる。

【例①】		(端数)		(請求単位)
個別型	40分	(10分)	⇒	30分 (0.5H)
グループ型	1時間20分	(20分)	⇒	1時間30分 (1.5H)
計	2時間00分		⇒	2時間00分

【例②】		(端数)		(請求単位)
個別型	45分	(15分)	⇒	30分 (0.5H)
グループ型	1時間15分	(15分)	⇒	1時間30分 (1.5H)
計	2時間00分		⇒	2時間00分

【例③】		(端数)		(請求単位)
個別型	55分	(25分)	⇒	1時間00分 (1.0H)
グループ型	1時間15分	(15分)	⇒	1時間00分 (1.0H)
計	2時間10分		⇒	2時間00分

【例④】		(端数)		(請求単位)
個別型	50分	(20分)	⇒	30分 (0.5H)
グループ型	1時間20分	(20分)	⇒	1時間30分 (1.5H)
計	2時間10分		⇒	2時間00分